

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成22年11月12日	
【会社名】	セーラー万年筆株式会社	
【英訳名】	The Sailor Pen Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 義雄	
【本店の所在の場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号	
【電話番号】	03(3846)2651	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰	
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号	
【電話番号】	03(3846)2651	
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	100,018,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	セーラー万年筆株式会社天応工場 (広島県呉市天応西条二丁目1番63号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注)天応工場は、法定の縦覧場所ではありませんが投資家の便宜のため縦覧に供しております。	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年11月8日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、第98期第3四半期に係る四半期報告書を平成22年11月12日に関東財務局長へ提出したことに伴い、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第97期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第97期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年5月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第98期 第2四半期)	自 <u>平成22年4月1日</u> 至 <u>平成22年6月30日</u>	<u>平成22年8月12日</u> 関東財務局長に提出

（以下省略）

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第97期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年3月30日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第97期)	自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日	平成22年5月21日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第98期 第3四半期)	自 <u>平成22年7月1日</u> 至 <u>平成22年9月30日</u>	<u>平成22年11月12日</u> 関東財務局長に提出

（以下省略）

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年1月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々連結会計年度2億8千4百万円、前連結会計年度4億2千1百万円の営業損失を計上し、また当第3四半期連結累計期間においては2億4千6百万円の営業損失及び9億6千7百万円の四半期純損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については、当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月8日開催の取締役会において第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。